

安全データシート（SDS）

1. 化学品及び会社情報

製品名	補修用塗料キット A98L-0040-0265#W（主剤）
供給者の情報	
会社名	ファナック株式会社
住所	〒401-0597 山梨県南都留郡忍野村忍草3580
電話番号	0120-240-613
ファックス番号	0120-240-673
お問合せ先	https://www.fanuc.co.jp/ja/contact/form/index.html
推奨用途	構造物用塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

GHS分類を評価した結果、GHS分類に該当した項目のみ表示しています。
表示の無い項目は、分類できない、区分に該当しないのいずれかに当たります。

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

健康に対する有害性

急性毒性（吸入：蒸気）区分4

皮膚腐食性／刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分2

発がん性 区分1

生殖毒性（授乳期または授乳を通しての影響）

区分1

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

区分2

（呼吸器、神経、肝臓、腎臓）

区分3

（麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

区分2

（呼吸器、神経、腎臓）

環境に対する有害性

水生環境有害性（短期（急性））

区分2

水生環境有害性（長期（慢性））

区分3

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。
吸入すると急性の有害性がある。
有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
皮膚を刺激する恐れがある。
重篤な眼への刺激を生じさせる恐れがある。
発がんの恐れがある。
人の健康に重大な影響を与える恐れがある物質を含有している。
生殖能または胎児への悪影響の恐れがある。
授乳中の子に害を及ぼす恐れがある。
ばく露により臓器の障害がおこる恐れがある。
長期または反復ばく露による臓器の障害がおこる恐れがある。
短期的影響により水生生物に毒性がある。
長期的影響により水生生物に有害である。

注意書き

予防策

容器を密閉しておくこと。
 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。製品の近くでは禁煙のこと。
 規制当局が指定する保護手袋及び保護眼鏡／保護面を着用すること。
 容器及び受容器を接地すること。
 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 火花を発生しない工具を使用すること。
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 火災発生時に現場に製品が大量にある場合は、区域より退避させ、爆発の危険性に応じ離れた距離から消火すること。
 使用前に取扱説明書入手すること。
 すべての安全上の注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
 妊娠中／授乳期中は接触を避けること。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 必要な時以外は環境への放出を避けること。

応急措置

火災の場合には、規制当局が指定する適切な消火手段を使用すること。
 皮膚または髪に付着した場合は、直ちに汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚または髪を多量の水と石鹸で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
 ばく露した場合は、またはばく露の懸念がある場合は、医師の診断／手当てを受けること。
 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。

保管

涼しい所／換気の良い場所で保管すること。

廃棄

保管場所には施錠すること。
 内容物／容器を行政の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

成分及び含有量（危険有害物質を対象として）

No.) 成分名	CAS No.	含有量（質量%）	PRTR対象	安衛法番号
1) タルク （アスベストなし）	14807-96-6	5-10	-	-
2) 結晶性シリカA	-	0.1-1	-	165-2
3) 硫酸バリウム	7727-43-7	1-5	-	-
4) 二酸化チタン	13463-67-7	25-30	-	191
5) トルエン	108-88-3	5.7	第一種	407
6) キシレン	1330-20-7	7.4	第一種	136
7) エチルベンゼン	100-41-4	6.6	第一種	70
8) エチルアルコール	64-17-5	0.1-1	-	61
9) ブチルアルコール	71-36-3	1-5	-	477
10) メチル イソブチルケトン	108-10-1	3.4	第一種	569

注) トリメチルベンゼンは各異性体が各々1%未満含有し、それらの合計が1%以上となる場合は15. 適用法令でのみ、その情報を表示する。

4. 応急措置

吸入した場合	蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で暖かくして休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。 呼吸が不規則か止まっている場合は、人工呼吸を行うこと。嘔吐物を飲み込まないようにすること。
皮膚に付着した場合	付着物を布で素早く取る。 大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤で十分に洗い落とす。溶剤・シンナーは使用しない。 外観に変化や痛みがある場合は、SDSを提示して医師の診断を受ける。
眼に入った場合	直ちに、全ての汚染された衣類を取り除くこと。 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 まぶたの裏まで完全に洗うこと。 出来るだけ早く、SDSを提示し医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合は安静にし、直ちにSDSを提示し医師の診断を受ける。 医師の指示による以外は、無理に吐かせないこと。嘔吐物を飲み込まないようにすること。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。 換気を行う。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、霧状強化剤
使ってはならない消火剤	水（棒状水、高圧水）、棒状強化剤
特有の消火方法	適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 指定の消火器もしくは消火設備を使用する。 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。 消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具（手袋・保護マスク・保護メガネ等）を着用する。 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。 付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。 着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
環境に対する注意事項	河川等へ排出され環境への影響を起ささないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物は密閉できる容器に回収し安全な場所に移す。 付着物・廃棄物等は関係法規に基づいて処置する。 衝撃・静電気火花が発生しない材質の用具を用いて回収する。 乾燥砂・土・その他の不燃性のものに吸収させて回収する。盛土で困って大量の流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	換気の良い場所で取り扱い、容器はその都度密栓する。 周辺で火気・スパーク・高温体の使用を禁止する。 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 工具類は火花防止型のものを使用する。 装置等は接地（静電気対策）し、電気機器類は防爆型（安全増防爆型）にする。 皮膚・粘膜または着衣に触れたり目に入らないように適切な保護具を着用する。 取扱い後は手・顔をよく洗い、休憩所等に汚染した保護具を持ちこまない。 密閉場所での作業は十分な能力の局所排気装置を設け、適切な保護具を着用する。
保管	塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、塗装等は悪臭防止法に準じて行う。 日光の直射を避ける。 通風の良いところに保管する。 火気・熱源から遠ざけて保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

No.) 物質名	管理濃度 (ppm)	ACGIH (TLV-TWA) (ppm)
1) タルク (アスベストなし)	-	-
2) 結晶性シリカA	-	-
3) 硫酸バリウム	-	-
4) 二酸化チタン	-	-
5) トルエン	20	20
6) キシレン	50	100
7) エチルベンゼン	20	20
8) エチルアルコール	-	1000
9) ブチルアルコール	25	-
10) メチルイソブチルケトン	20	20

ACGIH：米国産業衛生専門家会議の定める抑制濃度

設備対策

取扱い設備は、防爆型を使用する。
 排気装置を設け、蒸気が滞留しないようにする。
 液体の輸送・汲取り・攪拌等の装置は接地する。
 取扱い場所の近くに高温・発火源となるものを置けない設備にする。
 屋内塗装の場合、自動塗装機を使用する等、作業者が直接ばく露されない設備にするか、局所排気装置等により作業者がばく露を避けられるようにする。
 タンク内部等の密閉場所で作業する場合、底部まで十分に換気できる装置を取付ける。
 長時間取り扱う場合、給排気が十分に行われ、ばく露を受けない設備にする。

保護具

呼吸器用の保護具

有機ガス用防毒マスクを着用する。
 密閉された場所では送気マスクを着用する。

手の保護具

有機溶剤または化学製品が浸透しない材質の手袋を着用する。

眼、顔面の保護具

保護メガネを着用する。

皮膚及び身体の保護具

取り扱う場合には、皮膚を直接さらさないような衣類を付けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

経皮吸収

トルエン
 エチルベンゼン
 ブチルアルコール

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 (20℃)	液体
色	指定色
臭い	有機溶剤臭
融点/凝固点 (℃)	情報なし
沸点又は初留点及び沸点範囲 (℃)	110.6-141
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	
爆発限界 - 下限 (容量%)	1.1
爆発限界 - 上限 (容量%)	7.0
引火点 (℃)	11.0 (消防法の試験方法による)
自然発火点 (℃)	432
分解温度	情報なし
pH	該当せず
動粘性率 (mm ² /s)	20.5超 (40℃)
溶解度 (水)	情報なし
n-オクタノール/水分配係数	情報なし
蒸気圧 (Pa)	4893
密度及び/又は相対密度 (g/cm ³)	1.47
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし

10. 安定性及び反応性

安定性

条件 (温度・光等)

標準的な条件では反応しない。

避けるべき条件

情報を有していない。

混触危険物質

酸化剤との接触で発熱する。

危険有害な分解生成物

一酸化炭素・低分子モノマー等の有害性ガスが発生する。

その他の危険性情報

この製品を含んだ布・紙・ハケ・ローラー・ダストなどを堆積したり丸めたまま放置しないこと。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	タルク（アスベストなし）	区分に該当しない		
	二酸化チタン	区分に該当しない	(20000mg/kg)	
	トルエン	区分に該当しない	(5000mg/kg)	
	キシレン	区分に該当しない	(3500mg/kg)	
	エチルベンゼン	区分に該当しない	(3500mg/kg)	
	エチルアルコール	区分に該当しない	(5000mg/kg)	
	ブチルアルコール	区分に該当しない	(2100mg/kg)	
	メチルイソブチルケトン	区分に該当しない	(2080mg/kg)	
急性毒性（経皮）	二酸化チタン	区分に該当しない	(10000mg/kg)	
	トルエン	区分に該当しない	(12000mg/kg)	
	キシレン	区分4	(1700mg/kg)	
	エチルベンゼン	区分に該当しない	(15400mg/kg)	
	エチルアルコール	区分に該当しない	(20000mg/kg)	
	ブチルアルコール	区分に該当しない	(3636mg/kg)	
	メチルイソブチルケトン	区分に該当しない	(16000mg/kg)	
	急性毒性（吸入：気体）	情報を有していない。		
急性毒性（吸入：蒸気）	トルエン	区分4	(4000ppm)	
	キシレン	区分4	(6700ppm)	
	エチルベンゼン	区分4	(4000ppm)	
	エチルアルコール	区分に該当しない	(4000ppm)	
	メチルイソブチルケトン	区分3	(2000ppm)	
	急性毒性（吸入：粉塵及びミスト）	二酸化チタン	区分に該当しない	(6.82mg/L)
ブチルアルコール		区分に該当しない	(24.2mg/L)	
皮膚腐食性／刺激性	二酸化チタン	区分に該当しない		
	トルエン	区分2		
	キシレン	区分2		
	エチルベンゼン	区分に該当しない		
	エチルアルコール	区分に該当しない		
	ブチルアルコール	区分2		
	メチルイソブチルケトン	区分に該当しない		
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	トルエン	区分2B	
キシレン		区分2		
エチルベンゼン		区分2B		
エチルアルコール		区分2B		
ブチルアルコール		区分2A		
メチルイソブチルケトン		区分2B		
呼吸器感作性		情報を有していない。		
皮膚感作性		二酸化チタン	区分に該当しない	
生殖細胞変異原性 発がん性	トルエン	区分に該当しない		
	結晶性シリカA	区分1A		
	エチルベンゼン	区分2		
	メチルイソブチルケトン	区分2		
生殖毒性	トルエン	区分1A		
	キシレン	区分1B		
	エチルベンゼン	区分1B		
	エチルアルコール	区分1A		
生殖毒性（授乳に対する又は授乳を介した影響）	トルエン	区分1		

特定標的臓器毒性（単回ばく露）	タルク（アスベストなし）	区分1	（呼吸器）	
	トルエン	区分1	（神経）	
	トルエン	区分3	（気道刺激性、麻酔作用）	
	キシレン	区分1	（呼吸器、神経、肝臓、腎臓）	
	キシレン	区分3	（麻酔作用）	
	エチルベンゼン	区分3	（気道刺激性）	
	エチルアルコール	区分3	（気道刺激性、麻酔作用）	
	ブチルアルコール	区分3	（気道刺激性、麻酔作用）	
	メチルイソブチルケトン	区分3	（気道刺激性、麻酔作用）	
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	タルク（アスベストなし）	区分1	（呼吸器）
		硫酸バリウム	区分1	（呼吸器）
		二酸化チタン	区分1	（呼吸器）
		トルエン	区分1	（神経、腎臓）
		キシレン	区分1	（呼吸器、神経）
エチルベンゼン		区分2	（神経）	
エチルアルコール		区分1	（肝臓）	
エチルアルコール		区分2	（神経）	
ブチルアルコール		区分1	（神経）	
メチルイソブチルケトン		区分1	（神経）	
誤えん有害性		トルエン	区分1	
		キシレン	区分1	
		エチルベンゼン	区分1	
その他の有害性情報		製品としての安全性試験は行っていない。		

1 2. 環境影響情報

生態毒性	漏洩、廃棄の際、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。		
残留性・分解性	特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。		
生体蓄積性	情報を有していない。		
土壌中の移動性	情報を有していない。		
オゾン層への有害性	情報を有していない。		
水生環境有害性	キシレン	区分2（慢性）	LC50（魚類）3.300mg/L
	エチルベンゼン	区分1（急性）、区分2（慢性）	LC50（甲殻類）0.400mg/L

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。 容器・機器装置等を洗浄した排水等は地面や排水溝へそのまま流さない。 排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。 廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。 または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。 特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
汚染容器及び包装	塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、廃棄にはこの法規に準じて行う。 環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

1 4. 輸送上の注意

共通	取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、崩れ防止を確実にすること。
国内規制	
陸上輸送	消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する場合、それぞれの該当法律に定められた運送方法に従う。 荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。
海上輸送	船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空輸送	航空法に定めるところに従うこと。

国際規制

国連番号	1263
品名（国連輸送名）	塗料及び塗料関連材料
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当

15. 適用法令

消防法	危険物 第四類引火性液体 第一石油類		
化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律	優先評価化学物質		
労働安全衛生法施行令	引火性の物		
有機溶剤中毒予防規則	第1条第1項2号（第2種有機溶剤等）		
労働安全衛生法	第57条（名称等を表示すべき有害物）		
	第57条の2（名称等を通知すべき有害物）		
	エタノール	0.1-1%	安衛法番号61
	エチルベンゼン	5-10%	安衛法番号70
	キシレン	5-10%	安衛法番号136
	酸化チタン	25-30%	安衛法番号191
	トルエン	5-10%	安衛法番号407
	n-ブタノール	1-5%	安衛法番号477
	メチルイソブチルケトン（MIBK）	1-5%	安衛法番号569
	結晶性シリカ	0.1-1%	安衛法番号165-2
	第57条（名称等を表示すべき有害物）（令和7年から新たに施行予定）		
	第57条の2（名称等を通知すべき有害物）（令和7年から新たに施行予定）		
	硫酸バリウム	1-5%	
	滑石（タルク）（アスベスト、石英を含まず）	5-10%	
特定化学物質障害予防規則	第2条第1項第3号の3（特別有機溶剤等、エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトンのいずれかを1%超含有するもの）		
	エチルベンゼン		
	メチルイソブチルケトン		
労働安全衛生法	第28条第3項（健康障害を防止するための指針公表物）		
	エチルベンゼン		
	メチルイソブチルケトン		
悪臭防止法			
化学物質排出把握管理促進法			
第一種指定化学物質	エチルベンゼン	6.6%	管理番号53
	キシレン	7.4%	管理番号80
	トルエン	5.7%	管理番号300
	メチルイソブチルケトン	3.4%	管理番号737
毒物及び劇物取締法	本製品は毒劇物に該当しない。		

16. その他の情報

参考文献等	日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」（社）日本塗料工業会 GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック（混合物用（塗料用））（社）日本塗料工業会 ザックス 有害物質データブック 丸善
-------	---

免責	このSDSは、現時点で入手した資料に基づいて作成しております。 当該製品の危険・有害性に関する情報及び評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。 ご使用者の責任において安全な取扱い方法をお決めください。 このSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。 記載内容の中で含有量・物理的・化学的性質などの値は、当該製品の品質とは関係ありません。 この安全情報は国の規制を含む、（社）日本塗料工業会の基準に基づくものですが、地方自治体の規制情報は含まれていません。 安全操業や排出・廃棄等の場合に配慮すべきことは、当該自治体の規制に従い対処してください。
----	--